

報告案件

無償資金協力

案件概要書

平成 24 年 10 月 29 日

国際協力機構中南米部中米カリブ課

1. 案件名（国名・サブスキーム）

国名：セントビンセント共和国

案件名：セントビンセント水産関連機材整備計画

(The Project for Improvement of Fishery Equipment/Machinery in St. Vincent and the Grenadines)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における水産セクターの開発実績（現状）と課題

セントビンセント国の総人口は約 10.9 万人、国民総所得（GNI）は 6 億 6,400 米ドル、国民一人当たりの GNI は 6,070 米ドルである。主な産業はバナナの輸出を中心とした農業と観光業であるが、ハリケーン等の自然災害や国際市場での価格変動などの外部要因に影響されやすく、経済基盤は脆弱である。

セントビンセント政府は、国家開発計画の中で、水産業を、経済の多様化、食料の安全保障、雇用確保、貧困削減のための重要産業と位置づけている。我が国は、水産無償資金協力による水産施設整備や、専門家等派遣による技術協力を通じて、当該国の水産開発に大きく貢献してきた。しかしながら、無償資金協力を通じた機材を含む水産施設の中には経年劣化や自然災害等によりその機能が低下しているものが見られ、当該国は独自に問題の解決に努めているものの、予算的、技術的な制約から十分な対応が行えていない状況である。

(2) 当該国における水産セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

セントビンセント政府は、2008 年以來、漁業開発を積極的に進め、海外への輸出を図るための体制整備、沖合資源の利用を目的とした延縄漁法の導入、漁船の近代化（延縄漁船）推進に積極的に取り組んでいる。本事業は水産関連機材の整備により同国の水産業のさらなる発展を目指していることから、同国の開発計画に合致する。

(3) 当該国水産セクターに対する我が国の援助方針

2010 年 9 月に開催された第 2 回日・カリコム外相会議において策定された「日本とカリブ共同体（カリコム）諸国との間の平和・開発・繁栄のためのパートナーシップ」の中で、経済社会開発に資するよう、水産業及び水産資源の持続可能な開発、保存及び管理の分野において、緊密な協力を継続することを合意している。また、我が国の対セントビンセント国別事業展開計画（2012 年）においても、「水産」は援助重点分野の一つであり、本件は同重点分野に位置付けられる。主な援助実績は以下のとおり。

1) 無償資金協力

1995 年 水産施設建設計画（供与額：7.3 億円）

2003 年 キングスタウン魚市場改修計画（供与額：7.5 億円）

2008 年 オウイア水産センター整備計画 I/II（供与額 I:5.5 億円/II:8.7 億円）

2) 技術協力

報告案件

カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクト（2013 - 2018 年）

(4) 他の援助機関の対応

主な援助機関の支援として、カリブ開発銀行によるローンを通じたインフラ整備や固形廃棄物管理等への支援、カナダ国際開発庁・国連機関等による多岐の分野にわたる行政能力強化支援、台湾による教育や道路インフラ等へ公共セクター投資等が挙げられる。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、過去の無償資金協力事業により導入された水産関連機材（製氷機、貯氷庫、冷蔵庫等）及びそれに附帯する施設の再整備を行うとともに、新たなニーズが確認された水産関連機材（調査船、人工浮漁礁等）を導入することにより、水揚げ量の増加及び水産物流通の円滑化を図り、当該国水産業の発展に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

セントビンセント国本島セント・ジョージ郡、セント・パトリック郡、カヌアン島、ユニオン島を想定。（協力準備調査にて確認。）

(3) 事業概要

1) 土木工事、調達機器等の内容：

水産関連大型機材（製氷機、貯氷庫、冷蔵庫、調査船、人工浮漁礁等）（協力準備調査にて確認。）

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：

協力準備調査にて確認。

3) 調達・施工方法：協力準備調査にて確認。

(4) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）及び実施能力・維持管理能力

実施機関はセントビンセント国農業林業漁業省水産局である。同水産局は、上記2.

(3) で述べた水産無償について実施機関となった経験を有する。詳細については協力準備調査にて確認する。

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進等：協力準備調査にて確認。

(6) 他スキーム、他ドナー、他案件等との連携： 2. (4) にて上述の他ドナーの支援との重複はない。

(7) その他特記事項：特になし。

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

外務省が実施した「水産無償資金協力に関する評価（第三者評価）」において、「技

報告案件

術協力との連携が有効性の確保・増大に結びついている」との指摘があった。また、大型水産関連機器の主に技術面における運営維持管理の困難さが指摘されている。

(2) 本事業への教訓

協力内容の検討にあたっては、現在実施中の技術協力プロジェクトに配置している専門家のアドバイスを聴取し、技術協力プロジェクトと連携した協力内容も検討する。また、機材利用者の要望や運営・維持管理者の技術レベルを考慮した機材の仕様を検討する。

以上

【別添資料】地図

報告案件

【別添資料】

案件地図

